

ポジティブリスト制度関連農薬等の評価資料について

平成19年11月9日

評 価 課

1. 経緯

食品安全委員会ではポジティブリスト制度の対象となる多数の農薬等の審議を迅速かつ慎重に行うため、平成18年6月29日食品安全委員会決定の評価実施手順に基づき、海外の残留基準を参照して、いわゆる暫定基準が設定された剤の評価の際には、基準参照国作成のリスク評価書（以下「海外評価書」とする。）も評価資料として用いてきたところである。今般、厚生労働省より海外評価書の入手が困難な場合の対応について照会があった。なお、海外評価書は、厚生労働省が大使館を通じて各国から入手し、食品安全委員会に評価資料として提出している。

2. 照会内容

厚生労働省より、以下に挙げるような海外評価書の入手が困難である場合の評価資料の提出について、省略できるか照会があった。

- ・基準参照国において、我が国が参照した基準値が削除された。
- ・基準参照国において、国際機関の評価書により基準値を設定していた。

3. 対処方針

これまで同様、厚生労働省には海外評価書の入手に尽力していただくが、「2」で挙げた事例のように海外評価書の入手が困難な場合にあっては、当該海外評価書の提出を省略することが可能であるとしたい。

事 務 連 絡
平成 19 年 10 月 24 日

内閣府食品安全委員会事務局評価課 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

食品健康影響評価に係る評価資料について（照会）

食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）に関するポジティブリスト制度の導入に当たり、新たな残留基準（いわゆる暫定基準）を設定した農薬等については、計画的に食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づき貴委員会に対し、食品健康影響評価を依頼しているところです。

その際、海外の基準を参考に新たな基準を設定した農薬等については、基準を参考にした国または地域（以下「当該国等」という）における評価資料等を収集し、提出しているところですが、当該国等において、わが国が参照した基準値が削除されている場合、また国際機関の評価書により基準を設定している場合など、評価資料等の収集が困難である事例が生じています。

つきましては、このような農薬等について食品健康影響評価を依頼する際には当該国等の評価資料等の提出を省略することが可能であるか連絡願います。

なお、このような場合であっても、農薬抄録、国際機関における評価書等の資料は提出することとしていることを申し添えます。